

財務報告開示フレームワークの提案 - 「DP:開示フレームワークロードマップ」の検討を中心に-

著者	深谷 和広
雑誌名	東邦学誌
巻	42
号	1
ページ	137-156
発行年	2013-06-10
URL	http://doi.org/10.20728/00000310

財務報告開示フレームワークの提案
—「DP：開示フレームワークロードマップ」の検討を中心に—

深 谷 和 広

愛知東邦大学

財務報告開示フレームワークの提案

－「DP：開示フレームワークロードマップ」の検討を中心に－

深 谷 和 広

目 次

はじめに

I. 「討議資料（DP）」とは何か？

- 1) DPの位置づけ
- 2) DPの前提事項

II. 「討議資料（DP）」の構成要素

- 1) 「開示フレームワークロードマップ」の構成
- 2) 内容の原則
- 3) 配置の原則
- 4) 均衡性と重要性の原則
- 5) コミュニケーションの原則

III. 「討議資料（DP）」への反応

- 1) DPの意義
- 2) PWC社（PricewaterhouseCoopersLLP）の場合

おわりに

はじめに

1990年後半から会計情報が企業価値の創造に寄与することが強調されるようになり、さまざまな開示モデルの提案がなされるようになった。企業の社会的責任（CSR）の明確化の求めに応じて非財務情報の開示に注目が集まっている。また国際統合報告審議会（IIRC）の統合報告もまた話題となっている。企業財務報告制度における情報開示の多様化と過重負担の問題に対して、新たな財務報告制度とその他のインフラ整備によって対応しなければならないとの問題認識が高まってきた。本稿は情報開示の多様化と過重負担の問題の解決を図るべく取組まれた「討議資料：開示フレームワークロードマップ」（以下DP）〔1〕を検討し、討議資料における議論の方向性を明らかにすることにした。本稿では、まず本DPはどのような位置づけを持って作成されたものであるのかを示し、DPのロードマップの内容を概観している。最後にDPへの反応についてPWC社のコメント内容について若干ふれてみたい。

I. 「討議資料 (DP)」とは何か？

1) DPの位置づけ

本DPは冒頭のまえがきの部分で会社報告の品質改善にコミットする事を宣言し、開示フレームワークのニーズを認めている。そして以下の目標設定を行っている ([1] p2-3)。

- 開示フレームワークを財務報告全体の文脈で検討すること。
- ピースミールアプローチを排除すること。
- 関連機関に影響のあるフレームワークを提供すること。
- IASBの概念フレームワークプロジェクトに影響を与えること。

本DPは開示フレームワークを設定するためのロードマップを提供するものである。これはアイデアを検討する段階で有効な判断基準を提供するものである。本DPは開示フレームワークに何を含めるべきかの点を検討している。このアイデアは「討議資料：注記の開示フレームワーク」のイギリスの財務報告評議会 (FRC) 欧州財務報告諮問グループ (EFRAG) フランス会計企業庁 (ANC) の共同作業のプロセスで開発されたものである [2]。本DPの開示フレームワークのアイデアは最終案ではなく議論の出発点と位置づけている。

2) DPの前提事項

本DPのはじめにの部分にはフレームワークのロードマップの前提となる諸事項を整理している。開示問題の所在を示した上で、この開示問題の解決のために開示フレームワークの設定を目的としている。このために対象範囲を財務報告に限定し、財務報告の目的に合致する開示を設定するために、この財務報告に3つの構成要素を設定している。本DPが変化のステップへの起爆剤となることを期待し、2013年1月末を期限に本DPへの意見を要請するものである ([1] p4-9)

< 開示問題の所在 >

本DPは以下の問題意識から出発している。開示が過剰になるにつけて膨大な情報の枝葉のために情報の森全体を理解することを困難にするといった現象が問題として認識されるようになった。開示の問題は単に数量だけの問題ではない。開示品質が利用者の要求に応じる上で1つの問題点である。財務報告は各規制機関で運用される相互に関連性のない開示のコレクションとなっている。開示をコミュニケーションと理解することなく、コンプライアンスに重点が置かれることとなり、財務報告の目的が忘れさられたことに問題の根幹があると。

< 開示フレームワークとは何か？ >

本DPは開示に関連する財務報告の諸基準の全てを描写するものを開示フレームワークと想定

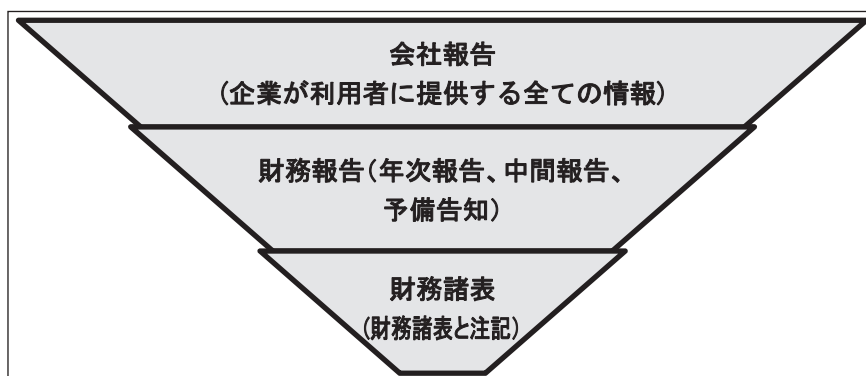
する。このフレームワークによって基準設定団体や規制機関は開示要件の設定が可能で、また作成者や監査人が適用を可能となると想定する。このフレームワークの設定によって利用者に提供される情報の品質を改善することを期待している。またこの開示フレームワークの設定によって次のような利点をも想定している。この結果、良好なコミュニケーションを実現すると。

- 開示内容を利用者ニーズに合致させることに焦点を絞ること。
- 開示と財務報告目的が合致する場合にのみ、規制機関は財務報告に開示を追加できること。
- 基準全体でより首尾一貫性ある開示要件を設定できること。
- 均衡性のある開示要件の設定によって、開示負担が軽減されること。
- 財務報告における複写情報が削減されること。
- 開示を良好に編成すること。この結果、情報が容易に検索されること。
- 開示への重要性の適用上で作成者を支援すること。
- 定型句となった開示を削除すること。

<財務報告とは？>

本DPは国際会計基準審議会（IASB）の概念フレームワーク〔3〕と同様に財務報告を検討対象として設定している。しかしながら、IASBはまだ財務報告の用語を正式には定義していないので、本DPでは図表1のように会社報告（Corporate Reporting）、財務報告（Financial Reporting）、財務諸表（Financial Statements）に区分した上で、適用対象を年次財務報告に代表される財務報告の範囲に限定する。

図表1 財務報告とは何か？



<財務報告の目的>

本DPは利用者に役に立つ情報を提供する財務報告の目的に検討のポイントを絞っている。ここではIASBの概念フレームワークの目的を前提とする〔3〕OB2)。この目的は財務報告の境界線の決定を支援するものとなるからである。この目的に合わない開示を財務報告から削除する考

え方を採用する。このことによって、財務報告を短縮すると共に目的適合性あるものとすると考えている。

本DPは財務報告の目的は何か？どの場合に開示要件を設定するのか？また財務報告の目的が財務報告の利用者ニーズに沿っているのか？などの検討を規制機関に求める。財務報告にCO₂削減の開示や慎重な規制機関の求める開示を含める場合がある。例えば、EUは探査産業の国別報告を協議している。この場合には財務諸表に追加開示を提案する。財務報告の目的と合致しない場合、財務報告の範囲外にこの開示を配置する可能性がある。

本DPは年次財務報告（Annual financial reports）の開示に焦点を絞っている。財務報告といえは年次財務報告以上に幅広く設定された情報を想定するからである。しかしながら、議論の前提として年次財務報告を採用しているが、議論により良い影響を及ぼす場合には、予備告知（preliminary announcements）など別の形態の開示を検討する。

本DPでは財務報告の境界線を設定し、さらにこの構成要素を識別している。まだIASBは財務報告の構成要素を正式に設定しているわけではないが、財務報告には財務諸表と共に経営者の説明（management commentary：MC）を含めている。本DPでは財務報告の構成要素として以下の3項目を識別している。

図表 2 財務報告の構成要素

MC (management commentary)	CG (Corporate Governance)	FS (Financial Statements)
-------------------------------	------------------------------	------------------------------

<次のステップ>

本DPは提案の内容が変化の媒体となることを期待している。またIASBは開示フレームワークの開発を通じて全体をリードすることになると想定している。IASBは現在のアジェンダに開示フレームワークを組み込んでいる。開示フレームワークを個々に開発することなく、IASBの概念フレームワークプロジェクトの検討を通じて、財務報告の境界線や構成要素を決定すること、また表示とは別に開示の定義を開発することが開示フレームワークの設定に貢献することになると想定している。

表示と開示を区別することが開示フレームワークの1つの論点である。これは財務報告基準の設定者が関与する固有のものである。認識、測定、表示と区別して、財務報告基準の設定者が開示の定義を開発することを想定する。このために本DPはIASBの概念フレームワークプロジェクトにおける次のアクションポイントを提唱する（〔1〕 p58）。

- 1) 財務報告の境界線を定義する。
- 2) どこに情報を配置するべきかの規準を設置するために配置規準を開発する。
- 3) 表示目的と同様に、明瞭な開示目的を開発する。

このような概念フレームワークのステップとは別に、本DPはIASBが採用すべき別のステップをも提唱する。これは財務報告の作成者が財務報告にどのような開示を含めるかの判断を可能にするものである。このためにIASBは以下のステップを採用すべきであると。

- 1) 開示フレームワークの開発の早い段階から利用者と連携する。
- 2) 開示の観点から重要性の意味を示す指針を提供する。
- 3) IFRSで利用する重要性の用語の削減と定義を行い、その用語を首尾一貫して利用する。
- 4) 開示の包括原則を提供し、一つの基準でこれを表示する。
- 5) IAS1を更新し、表示と開示の観点を明確に区分する。
- 6) IFRSで定義されていない測定尺度（例えば、正味負債）や修正された測定尺度（例えば、EBITDA）は一定の条件のもとに個別に注記で開示することができることを明らかにする。
- 7) 個別の開示要件が強制ではない場合、これを基準ではない適用指針に移行する。

II. 「討議資料（DP）」の構成要素

1) 「開示フレームワークロードマップ」の構成

本DPは開示フレームワークを設定するためのロードマップを提供するものである。このロードマップは新しいアイデアを検討する段階で有効な判断基準を提供する役割をはたす。本DPでは開示フレームワークに何を含めるべきかの点を検討するために、このロードマップとして以下の四項目の質問を設定している。（〔1〕 p10-11）

1. 利用者が必要とする情報とはどのようなものか？

目標：開示が目的適合性あって利用者ニーズに対応することに焦点を絞ること。

開示フレームワークを設定するための第1のステップは開示要件の内容の原則を設定することにある。このアイデアを発展させるために、図表3のような「開示テーマ」を識別した。これは利用者ニーズに対応する共通タイプの情報を示すものである。

このアイデアは「開示テーマ」が開示要件の設定における指針の役割を果たすというものである。これを「内容の原則」と呼ぶことにする。

2. どこに開示を配置すべきか？

目標：財務報告の構成の決定のために配置規準を利用すること。この結果、読者により多くの情報を提供し、首尾一貫性をもって適用される方法での開示が組織される。

配置基準を開発するために財務報告の構成要素を識別する。構成要素間にどのような境界線を引くかを議論する。これを「**配置の原則**」と呼ぶことにする。

3. どの時点で開示を提供すべきか？

目標：均衡性（proportionality）と重要性（materiality）の概念の適用によって、開示の負担を削減すること。

本DPでは均衡性の用語を利用する。均衡性は規制機関の採用する特定の利用者ニーズに沿う均衡性のある開示要件を確保できることを意味する。

また開示の観点から重要性が何を意味するかを議論する。重要性は企業固有のものである。作成者が設定された開示要件に重要性を適用する。この結果、財務報告は企業の目的適合性ある開示のみを提供する。これらを「**均衡性と重要性の原則**」と呼ぶことにする。

4. いかに関示でコミュニケーションすべきか？

目標：開示品質の改善を支援する1組の良好なコミュニケーション原則を開発すること。

開示コミュニケーションのために1組の原則を開発する。この原則は作成者を対象とするもので、財務情報の質的特徴を適用する上での実務アプローチを提供している。これはイノベーションと実験の継続を奨励する1つの領域である。これを「**コミュニケーションの原則**」と呼ぶことにする。

2) 内容の原則

まず第1項目の内容の原則を概観することにしたい。この原則は開示要件の内容を決定することにある。しかしながら、その前提として利用者が必要とする情報を識別することが問題となる。はじめに内容の原則を決定する前提となる3つの視点を設定している（〔1〕 p14-15）。

<内容の原則の前提>

利用者とはだれか？

本DPでは、財務報告に含める開示は資源の配分決定やマネジメントの受託責任の査定において有効な情報を投資家に提供する目的に絞るべきとする利用者ニーズがあるとの前提に立つ

(〔4〕 p10)。この場合には「利用者」はIASBの概念フレームワークで設定される「利用者」である（現在および潜在的な投資家、融資者およびその他の債権者）（〔3〕 para.OB2）。

この利用者ニーズの理解の上から立って財務報告の境界線を設定し、どの情報を含めるべきかを決定する。さらに重要な点として、どの情報を財務報告から排除するのかを決定することができるという考え方を採用している。

利用者が必要とする情報源泉とは？

本DPは利用者が財務報告の範囲を超える情報を必要とする場合のあることも前提とし、開示フレームワークでは財務報告の利用者ニーズの範囲に焦点を絞ることを設定している。財務報告の開示フレームワークの設定原則が拡張された範囲に適用される可能性もあるものの、当面は財務報告の開示フレームワークの開発に焦点を合わせている。

利用者が必要とする情報とは？

利用者のニーズの識別は容易な仕事ではない。異なるタイプの利用者が存在する可能性があるからである。利用者が必要とする情報とはどのようなものかを問うならば、あるものは長い要件リストであるかもしれない。本DPは財務報告の開示ではほとんどの投資家に共通する情報を提供するだけで十分であると判断している。異なるタイプの利用者の特別なニーズに応える電話帳のような開示よりも、このような情報が他の利用者集団のニーズをも満たすことができるとの判断である。

<内容の原則>

上記の前提の下に図表3の「開示テーマ」を設定する。これらは利用者が必要とする共通の情報を識別している。本DPは「開示テーマ」から以下のような開示内容の原則を開発している。

- 企業の業績・ポジション、発展を理解できる内容
- 企業の特定のリスク（経営者のリスクアプローチと同じ内容）
- コーポレートガバナンスの取決めの解説（取締役会の責任設定）
- 主な財務諸表の構成要素を理解できるレベルの金額分解
- 主な財務諸表の勘定科目の認識・測定ベースの解説
- 将来キャッシュフローに重大な影響を与える貸借対照表での非認識項目の情報

図表3 「開示テーマ」 ([1] p16-17)

<マネジメントコメントリー (MC) >		
財務諸表と解説を理解するための内容を提供する。これらは財務諸表を補足し、補完するものである。(非財務情報を含む※) これは次の諸領域を記述する。		
<ul style="list-style-type: none"> ・ ビジネスモデル ・ 資源、リスク、関係 ・ 目標と戦略 ・ 事業の成果と予測 ・ 外部環境 ・ 重要な業績尺度と指標 (財務と非財務) 		
(未認識項目) 現在認識されないが、将来のキャッシュフローにインパクトを与える可能性のある項目の情報を提供する。	(リスク) 主な財務諸表にマイナスの影響を与える可能性ある要因の情報を提供する。	(不確実性) 主要な仮定や不確実性の情報を提供する。
<ul style="list-style-type: none"> ・ コミットメントと偶発事象 ・ オフバランスシート取引 ・ 未修正の後発事象 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主なリスク (信用リスク、為替リスク) ・ 評価の不確実性 ・ 流動性 ・ 支払能力 ・ デリバティブの運用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主要な仮定 ・ 仮定の感応度 ・ 見積りの利用 (引当金など)
<主な財務諸表 (FS) >		
比較可能なベースでGAAPによる企業の財務業績を提供する。		
(分解) 主な財務諸表の金額の分解を提供する。	(重要な解説) 主な財務諸表の項目の認識と測定また財務諸表内のリンクの情報を提供する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会計方針 ・ 評価のベース ・ 再調整 (不良債権や正味負債の再調整) ・ 反復項目と非反復項目
<ul style="list-style-type: none"> ・ セグメント情報 ・ タイプ別の金融商品 ・ 合計の構成要素 		
<コーポレートガバナンス (CG) >		※(非財務情報)
取締役会の責任の情報を提供する。		「非財務情報」は、資源や関係、環境問題、将来の経営者の予測等の情報を記述する用語として採用される。この種の情報はほぼMCに含まれる。財務報告は財務情報と非財務情報の両方を含める。利用者の立場で財務報告に含めるタイプの非財務情報を巡って論争が必要となるだろう。
(取締役会の構成と有効性) <ul style="list-style-type: none"> ・ 戦略 ・ 受託責任 ・ 委員会 ・ 手続きと決定 ・ リスクマネジメント 	(株主への説明責任) <ul style="list-style-type: none"> ・ 支配環境 ・ 関連当事者開示 ・ 監査機能 ・ 株主との対話 ・ 報酬 	

3) 配置の原則

次に、配置の原則を概観することにした。財務報告は各国の規制機関に規制を受けている。この点を前提とすると、各国の規制機関が適用できる原則ベースのフレームワークが存在することは重要なことである。概念フレームワークプロジェクトの一部として、IASBが財務報告の境界線を設定すること、またMCプロジェクトの初期段階で配置規準を検討したことから、IASBこそが原則ベースの開示フレームワークを設定する最善の機関である。本DPはIASB主導での開示フレームワーク設定を想定している。この前提に立って配置の原則を設定する ([1] p20-27)。

<配置規準はなぜ必要なのか? >

本DPは配置規準の必要性を次のように論じている。配置は領域に関するものである。配置規準は開示を財務報告のどの部分に配置するか決定を支援するものである。概念フレームワークの一部として配置規準を持つことは、開示の編成方法を提供することになる。規制機関との間で開示要件の共同作業を調整することを奨励するものである。配置規準は利用者が類似情報を容易に分類可能にするという利点もあると。

財務報告での開示の配置は規制機関がどのような要件を設定するかによって支配される傾向を示している。例えば、IASBの開示は一般に財務諸表の注記に含めている。財務報告の開示は拡大傾向を示し、開示をどのように編成するのかを再考する必要性が高まっている。

財務報告の構成および開示をどこに配置するかの規準を持つことは財務報告をより包括的なものに行うことができる。類似の要件が異なる規制機関によって設定されるために、配置規準の設定は財務報告の表紙と裏表紙での重複や矛盾を削除する一つのステップとなる。

<財務報告の構成要素>

本DPは配置規準の開発のために、第1ステップとして財務報告の構成要素を以下の3項目として識別した。すなわち、経営者の説明（MC）、コーポレートガバナンス（CG）、財務諸表（FS）である。

第2ステップは構成要素に含めるべき開示内容の決定である。このために、構成要素ごとの目的を検討し、以下のように整理した。

図表4 構成要素別の目的

構成要素	目的
MC	財務諸表に関連する内容を提供する。([5] para.9)
CG	会社の戦略目的の設定、ビジネスマネジメントの監督、株主への受託責任の報告のために、取締役会の責任情報を提供する。
FS	
主な財務諸表	比較可能なGAAPによる企業の財政状態、業績、発展を表示する。
注記	主な財務諸表を補足、説明する。([6] para.7.4)

<配置規準>

本DPは上記の前提の下に次のような配置規準を構築する。これらはIASBの討議資料「MC」で検討されたものに基づいている。討議資料「MC」ではMCと注記情報の間を区分する2つの規準が設定された。([7] para.169)

- (1) 企業や事業環境の内容を入力する情報を財務諸表に提供する場合には、MCに。
- (2) 主な財務諸表とその要素を理解する上で重要性のある場合には、FSの注記に。

討議資料「MC」は全ての未認識項目を注記において開示すべきであると提案した。例えば、IASBの規準による証明された確実な埋蔵量の開示など。本DPは未認識項目を注記に開示するこ

とを認めるものの、注記で提供されるものと財務報告の他の場所に配置するものとの間に境界線を引く必要性を主張している。このために本DPはコーポレートガバナンスを財務報告の重要な構成要素と識別し、コーポレートガバナンスのために第3の規準を設定した。

(3) 会社の戦略目的を設定する場合、事業マネジメントを監督する場合、株主に受託責任を報告するなどの取締役会の責任情報を提供する場合には、CGに。

<どこに境界線を引くのか？>

配置規準を開発することは必然的に財務報告の構成要素ごとにラインを引くことになる。これは明確なものではない。しかしながら、構成要素の情報内容の検討は配置規準の適用を支援することになる。MCとCGの「テーマ」はそれぞれの構成要素に配置することができる。しかしながら、他の「テーマ」について境界線を設定するにはさらに検討を必要とする。

MC

MC情報はMCと財務報告の他の部分とを区分する特徴がある。MCは一般に経営者の意見を提供するものである。これは財務諸表とは対照的なものである。財務諸表の内容は報告日までに作成されたものである。MCは将来の見込み情報を含む。これらは過去の取引や報告日の他の事象とは関係ないかもしれない。

CG

CGは会社の経営者、取締役会、株主、他の利害関係者との関係を含むものである。CG開示は取締役会の責任を設定する。

FS

注記の配置規準を開発する場合、いかに開示を利用するかを検討することが有効となる。注記開示は以下の点について利用者を支援するものである。

- 主な財務諸表の数値がビジネスの経済性を反映することを理解させる。
- 報告利益やキャッシュフローの維持可能性を判断させる。

基準設定機関に求められる開示は財務諸表の注記に配置される傾向にある。この開示のいくつかは有効であるものの、財務報告の他の場所に配置できるものもあるかもしれない。注記開示は以下の「テーマ」に分類できる。

- 分解
- 重要な解説
- 未認識項目

注記の目的を「財務諸表を補足、説明すること」とした。このために注記は論理的には財務諸表で報告される数値を意味することになる

分解と重要な解説

分解または重要な解説の開示は主な財務諸表の報告数値とリンクしているものである。従って、これらの開示は注記に配置される。

未認識項目

未認識項目の開示に境界線を引くことは困難である。1つの原則は「主な財務諸表で報告される数値と利用者の理解や認知とリンクする開示、または確実に影響を与える可能性のある開示だけを注記に配置する」原則である。財務諸表をミスリードする場合、この開示を注記に配置する。

リスクと不確実性

リスク開示は財務報告の別の場所にも登場する。配置規準を適用する1つの例である。

図表5 リスクと不確実性の適用例

MC	CG	FS
マネジメントのリスクエクスポージャーへの意見や日々のリスク管理方法	取締役会が採用するリスクの内容と範囲、内部統制システムの有効性	満期分析 リスクエクスポージャーの残高分解

<配置規準の意味>

識別した配置規準の意義は財務報告での開示をこれまでの場所から別の場所に配置することにある。本DPでは、これに該当する事例として非GAAPの測定尺度、関連当事者開示、未修正の後発事象の3項目を取り扱っている。

<オンライン様式での配置規準の役割>

配置規準はオンラインの報告様式でも役立つものである。この規準は利用者が必要な開示をどこで見えるかを理解可能にする。財務報告に首尾一貫性があることになるからである。しかしながら、この配置規準には目的適合性はないとする場合もある。オンライン報告やXBRLの発展と共に検索機能を活用できるようになるからである。これら情報報告ツールがあるので案内は容易になるものの、情報を結合したり複写するという問題を解決することにはならない。

4) 均衡性と重要性の原則

第3の項目として、均衡性と重要性の原則を概観することにした。ある企業集団の利用者ニーズに応じるために開示要件の均衡性について言及する。また開示への重要性の適用は困難な問題である。開示の観点から重要性の意味を指示する指針が必要である。このような開示における均衡性と重要性の概念が検討される。([1] p30-35)

<均衡性>

本DPは財務報告の利用者ニーズに配慮して開示レベルと企業特性との間に均衡性があることの重要性を指摘する。すなわち、国際財務報告基準(IFRS)は大規模な上場企業を対象としてデザインされた会計基準である。大企業の持分・負債は資本市場で取引されるものと想定される。いくつかの法律領域では、規制機関が非上場企業にIFRSの適用を許可または要求している。従って、IFRSの開示レベルはある種の財務報告の利用者には不適切なものかもしれない。本DPは基準設定機関が以下のいずれかの方法でこの均衡性の問題を記述することができるという。

- 全企業の開示要件を簡略化する。
- 原則ベースで開示要件を設定する。作成者の開示レベルの決定に柔軟性を認める。
- 別のレベルの開示を意図する異なる開示制度を開発する。

異なる開示制度

本DPは基準設定機関が異なる報告制度の開発を検討している。これはある種の企業開示を簡略化または負担削減する効果がある。図表6はいくつかのアプローチの要約を提供する。どの企業に異なる開示を適用する資格があるかは異なる側面で区分できる。例えば、パブリックアカウントビリティ別、規模別、産業別また企業集団関係などである。それぞれ異なる開示のアプローチには利点と欠点があると考えられている。本DPは均衡性のある開示制度として以下の2つのドライバーの存在が不可欠であるとしている。

- 財務報告の利用者にとって目的適合性のある情報を開示要件に含めること。
- 情報提供コストが利用者の便益によって正当化できるものであること。

図表6 異なる開示制度

基準設定機関	公表物	開示への影響	コメント
●アカウントビリティベースのアプローチ			
IASB	IFRS for SMEs[8]	パブリックアカウントビリティのない企業向けの簡略な開示である。	原則ベースのアプローチである。適用には判断を必要とする。
オーストラリア会計基準審議会 (AASB)	削減開示制度[9]	IFRSの一部の開示要件を免除する。	
●規模ベースのアプローチ			
フランス金融庁 (ANC)	小規模上場企業への会計義務の簡略化案[10]	IFRS開示を簡略化し注記量を削減する。	規模ベースのアプローチは適用が容易である。しかし小中企業と大企業とを区分するには規準が必要となる。
●産業ベースのアプローチ			
財務報告評議会 (FRC)	FRS102[11]	複雑な金融商品の開示は金融機関に制限する。	非金融機関には金融機関向けの開示負担がなくなる。しかし金融機関の決定に困難がある。
●他のアプローチ (企業集団関係)			
財務報告評議会 (FRC)	FRS101[11]	最終の親企業と子企業に開示免除を認める。	同等の開示が連結レベルで利用可能である場合、企業集団の個別財務諸表での重複を回避することを目的とする。

<重要性>

本DPは開示の観点からの重要性を主張するものである。重要性は認識と測定と関連する概念として十分に確立されているが、開示の観点から重要性の意味はそれほど明確になっていない。従って、重要性の概念が開示に十分適用されることなく、開示にコンプライアンスベースを採用することになる。この結果、重要性のない情報の開示をもたらし、ガラクタの山になるという。

会計基準における重要性

重要性の概念はIASBの概念フレームワークにおいて明確になっている。「情報は、その脱漏や誤表示により、特定の報告企業に関する財務情報に基づいて利用者が行う意思決定に影響する可能性がある場合には、重要性がある。別の言い方をすれば、重要性は目的適合性の企業固有の一

側面で、個々の企業の財務報告の文脈でその情報が関連する項目の性質や大きさ（または両方）に基づくものである（〔3〕 para.QC11）」この内容は情報が性質や大きさによって重要性あるものとなることを明確に示している。

またASBの財務報告原則書は同様な方法でこの点を記述する。すなわち、重要性のない情報を明確にする。「財務諸表に重要性のない情報が提供される場合、これらが他の情報の理解を損なう可能性がある。このような状況では、重要性のない情報は削除されねばならなくなるだろう（〔6〕 para.3.29)。」

国際会計基準第1号（IAS1）は開示の重要性について明確に述べている。「情報に重要性がない場合には、企業はIFRSで要求される特定の開示を提供する必要はない（〔12〕 para.31)。」

開示の観点からの重要性

本DPは開示の観点からの重要性の論争において以下の2点の必要性を指摘する。

- 開示の観点から重要性は何を意味するのか？
- 開示目的において異なるレベルの重要性が存在するのか？

ある人たちは財務諸表の注記の開示より高いレベルの重要性があると主張する。この論理では注記よりも主な財務諸表に重点が置かれることになる。財務報告全体では、開示の観点から異なるレベルの重要性を適用できる。本DPは重要性について以下の3つのレベルを識別する。

- (1) トップレベルーこれは10分間読者に関心のある開示である。トップの重要性を定義する試みと解釈することができる。
- (2) ミドルレベルー会計基準で記述される重要性の概念
- (3) ボトムレベルーこれらは重要性のないもの、トリビアなものである。これらは監査基準で用いられる。

図表7 IFRSや会社法で採用される表現

Critical	Main
Essential	Major
Fundamental	Primary
Important	Principal
Key	Significant

IFRSや会社法で用いられる異なる用語の順番を決定することは困難な可能性がある。本DPは議論のベースとして以下の用語に順番をつけている。重要性のある（Significant）が最上位で重要でないもの（Insignificant）が最低となる。

- Significant（重要性がある）
- Material（影響が大きい）
- Not material（影響が大きくない）
- Immaterial（影響がない）
- Insignificant（重要性がない）

本DPは異なる用語の定義は容易な仕事ではないが、IASBがこの点を検討すべきあって、少なくともこの用語を利用することを勧告している。例えばIAS1が「重要な会計方針の要約」を要求するが、重要性の概念を記述するために異なる用語を採用する場合が存在する。

開示への重要性の適用

また本DPは開示への重要性の適用について指針のニーズがあることを指摘する。これは重要性をどのように財務報告の構成要素に適用できるかを設定するものである。（〔1〕 p52-53）

5) コミュニケーションの原則

最後にコミュニケーションの原則を概観することにした。開示問題は品質問題だけではないという。作成者は様々な開示要件を適用することになるために、チェックリストが「安易なオプション」となっている。本DPでは、以下のコミュニケーション原則を開発している。コミュニケーション手段としての開示の性質を以下のように説明している。（〔1〕 p38-43）

- 企業固有のもの
- 明白で、厳格かつ平易な言語で記述されるもの
- 現状のもの
- 取引の実質を説明するもの

また、これらの原則を適用する場合には、財務報告に含まれる情報と企業のビジネス、財務業績、ポジションとの間で明確にリンクしていなければならない。本DPはさらにこのコミュニケーションの原則を拡張するために、図表8では、各原則について、原則の適用、その解説、また影響のある事例を説明している。

図表8 コミュニケーション原則の拡張

原則	○開示は企業固有のものであらねばならない
原則の適用	<ul style="list-style-type: none"> ・開示は企業の適用可能性を査定し、適切に設定する。 ・企業に目的適合性のある開示のみを含める。
解説	財務報告はひな型から作成される。結果、定型句の採用となる。 適用可能な開示の識別よりも全ての開示要件を順守する傾向にある。
事例	会計方針は利用者に新しい情報を提供しないかもしれない。単に会計基準の情報をリピートするからである。会計方針選択の理解や会計方針の変更に利用者はより関心があるかもしれない。
原則	○開示は明確、厳格かつ平易な言語で作成しなければならない。
原則の適用	<ul style="list-style-type: none"> ・産業固有または会計の用語を採用する場合、用語集の採用を奨励する。 ・ある状況では、開示表現として、図表の採用が適切であるかもしれない。 ・開示が大量の文字を含む場合、記述スタイルを検討すべきである。
解説	読んだり理解することが困難なスタイルで開示が作成されている。この結果、項目の適切な解説に失敗する。
事例	将来を見越した図表は変動情報を得る上で明白かつアクセス可能な様式かもしれない。
原則	○開示は当期のものであらねばならない。
原則の適用	<ul style="list-style-type: none"> ・当該報告期間に目的適合性あるために、開示を見直されなければならない。 ・有効ではなくなった情報は排除しなければならない。
解説	開示は前年度から繰り越されるかもしれない。この結果、いくつかの開示は時と共に有効ではなくななくなるかもしれない。
事例	ソブリン債の開示は最近の危機では有効な情報を提供する。しかしながら、数年過ぎるとこの情報は有効ではないかもしれない。
原則	○開示は取引の実質を説明しなければならない。必要な場合にはIFRSを離脱しなければならない。
原則の適用	提供される情報は取引の経済的実質を理解可能にしなければならない。
解説	注記の開示はチェックリストを用いて作成される。その結果、開示要件リストを点検していても、開示は適切に取引の実質を説明しないかもしれない。
事例	買戻し条件付販売契約は実質的には販売というよりもファイナンス契約かもしれない。従って、この種の取引の背景にあるビジネス論理を理解することが必要かもしれない。
原則	○財務報告の情報は企業のビジネス、財務業績、ポジションとの間に明白なリンクがあらねばならない。
原則の適用	<ul style="list-style-type: none"> ・開示は企業のビジネスモデルとリンクしなければならない。 ・主な財務諸表と注記の間で金額調整をしなければならない。 ・非GAAP数値の開示は、主な財務諸表に含める金額の間でも調整しなければならない。 ・項目のリンクや項目の重複を避けるために相互参照を提供しなければならない。
解説	開示とビジネスはリンクしないように思われる。また項目間の相互関係を見ることも困難である。
事例	英国コーポレートガバナンスコードは、企業のビジネスモデル、戦略、リスクマネジメントなどの開示を求める。この領域でボードの会計責任を提供するためにこれらの情報をリンクさせることが有効である。

<情報コミュニケーションの代替方法>

本DPは開示コミュニケーションを企業におけるイノベーションおよび実験の機会を提供する領域であると指摘する。この認識の下に開示コミュニケーションを改善する考え方を設定する。

年次財務報告以外の開示

まず本DPは年次財務報告以外の開示を巡る論争の必要性を指摘する。ここでは年次財務報告をUKでは印刷された文書であることを前提としている。

定型的なデータ

ある年度から次年度に変化しない解説情報をウェブサイトを含めることを提案するものがある。本DPはこれを1つの構想案として提案するものである。しかしながら、年次報告以外で開示するには法律上の障壁がある。以下の3つのタイプの情報が識別される。ここでは3つ目のタイプが問題である。

- 全て毎年刷新するもの
- 状況の変化を反映するために更新するもの
- 変化しないかその変化がまれであるもの

この1つの事例は、IAS1によって求められる重要な会計方針の要約である。またCG開示もある。これはコンプライアンスの表示を求められる。

情報編成の再検討

利用者は同じ場所に開示を発見することに価値を見出している。開示を毎年変更させることを提言することはない。しかしながら、情報をより有効にするような情報編成方法があるかもしれない。例えば、株式報酬制度に関する開示が編成されるかもしれない。株式報酬制度の注記は損益のチャージの分解から出発する。この場合、最初に最も重要な制度を含める。また最も重要な制度のナラティブな開示に焦点を当てる。配置規準が財務報告を再編する1つの方法である。しかし他のものがあるかもしれない。この領域で企業が実験を試みることを歓迎するものである。

ある金融サービス会社は「統合型」財務報告を作成する。注記で見られる典型的な開示を2つの集団に分割する。最も重要と考えられるもの（予備的告知に含められるもの）と付録に移動するものである。第1集団の開示は主要な財務諸表と共に財務レビューに組み込まれる。他の金融サービス会社は、主な財務諸表の財務レビューの記述と同様に、会計方針を目的適合性ある注記開示で提供する。

財務報告審査パネル2012年次報告は、企業が不必要な詳細を排除して重要な開示により重点をおく事に根拠があることを、またわずかな企業は内容の順序を変更していることを指摘する [13]。

さらにFRCの財務報告ラボは会社や投資家と共に特定の領域の会社報告を改善する方法を識別することを目的として作業を進めている。このラボでは2012年度において正味負債再調整、負債とキャッシュフローの開示、役員報酬報告のトピックスを取り扱った。

Ⅲ. 「討議資料 (DP)」 への反応

1) DP提案の意義

本DPの内容をフォローする作業を進めてきた。本DPは開示フレームワークを設定するためのロードマップを提供するものである。開示フレームワークに何を含めるべきかの点を提案している。このアイデアは目的ベースの開示フレームワークを提案した「討議資料：注記の開示フレームワーク」共同作業のプロセスで開発されたものである。本DPは財務諸表の注記の文脈から財務報告の文脈までに拡張することを試みている。本DPの提案（開示フレームワークロードマップ）は開示フレームワークを導くための議論の出発点として位置づけられている。このロードマップは内容の原則、配置の原則、均衡性と重要性の原則、コミュニケーションの原則から構成される。これらの原則が開示フレームワークの設定を支援するものである。本DPの提案内容が開示問題を解決に導く変化の媒体となる事が期待されている。財務報告の構成要素の内容は各国の規制機関によって決定される現状にはあるが、IASBの活動によって首尾一貫性のある原則ベースの開示フレームワークの開発が期待されている。以下ではPWC社のコメント資料を基に本DPへの評価を検討してみたい。

2) PWC社 (PricewaterhouseCoopersLLP) のコメント

PWC社は総論として本DPについて次のようなコメントを提供している。[14]

注記に議論を限定するよりも財務報告の構成要素の全体を検討対象とすること、またその構成要素の間の境界線を判断することが必要であることに同意する。現在、財務諸表の注記とMCやCGの間における境界線が益々曖昧になっている。この点でFRCの本DPの内容を支持するものである。

これまでの検討の結果、これまで財務諸表の注記に含められていた情報が他の場所に移される可能性がある。この結果、これまで以上に保証の内容と範囲をどのようにするのか、またいかに保証を提供するのかの点を探求する必要があることとなるだろう。今後は、財務報告の他の情報に関する監査・保証の議論が必要になるだろう。

国際的には財務報告に関与する規制機関は多様であるために、IASBが財務諸表と注記に関わる開示フレームワークを開発して、FRCがIASBを支援することを期待する。これとは対照的に、MCやCGは各国の規制機関の管轄領域であるため、財務報告の国際的な首尾一貫性が期待されるものの、各国の観点から開発されることを理解している。FRCが要件とコミュニケーションの両面から他の英国の諸機関（特にビジネス情報スキル省（BIS）や金融サービス庁（FSA））と連携することの重要性を強調しておく。

現在では財務報告の構成要素のうち文書で毎年開示する部分とその他の仕組みやチャネルで開示する部分との間の境界線問題がある。また新しいテクノロジーの活用などの問題も生じている。我々はMCやCGのイギリスモデルの開発を提唱するものである。このことは新しいテクノロジーやコミュニケーションツールを有効に活用することになる。また他の国のモデルとして活用される可能性もある。

一度フレームワークが設定されると、従来の開示要件の批判的なレビューが必要になるだろう。この結果ある領域にはこれまでより多くのまたは異質な開示の必要性が明らかになるかもしれない。このために、ある情報は開示基準に合致しないために、削除されることになるだろう。FRCは近年では財務報告の複雑さの増大と目的適合性の低下への関心が増大していると指摘する。我々はこの問題が単に開示量の問題だけではないことに同意する。むしろこの問題解決は全体の開示負担の削減によって測定されるものであると信じる。

これまでの財務報告実務の調査から、年次報告書の情報の構成や配置について会社に改善を求めることを奨励する兆候が多く見られるようになった。財務報告ラボの設立によって、FRCはこのようなトピックスへのリーダーシップを発揮している。我々はFRCが次の段階での検討に際して、このラボを議論に巻き込むことを期待している。

以上のコメントから見られる特徴として以下の3点について要約してみよう。第1に基本的に本DPのロードマップ案に同意している。第2に配置原則の適用によって生じる注記からMCまたはCGに移行する情報に関する保証・監査問題を指摘している。国際的な監査・保証問題の視点は重要な論点となることが伺える。第3にMCやCGのイギリスモデルの開発の提唱である。このモデルでは新しいテクノロジーやコミュニケーションツールの活用を前提として、利用者のニーズにあった財務報告による開示制度の構築が期待されている。今後はFRCの財務報告ラボの活動に期待が寄せられている。

おわりに

本稿では本DP「開示フレームワークのロードマップ」を検討してきた。これは開示問題の解決を図るべく開示フレームワークを設定するためのロードマップを提唱するものである。利用者ニーズを前提として首尾一貫性のある財務報告の開示要件を設定することを目的とするものである。このためにまず内容の原則と配置の原則を設定し、財務報告開示の全体像を提案している。また開示の質と量の両面の改善を図るべく、均衡性の原則と重要性の原則とコミュニケーションの原則を提案している。これらの四つの原則を踏まえてIASB主導での開示フレームワークの設定が期待されている。コメントの検討結果から判断すると、おおむね本DP案は受け入れられるように見受けられる。今後IASBにおける開示フレームワークの開発と共に、MCとCGのイギリスモデルの開発に注目していきたい。本DPの提案を踏まえイギリスの財務報告制度の動向についてさらに研究を深める必要がある。

《参照・引用文献》

- [1] FRC, Discussion Paper: *Thinking about disclosures in a broader context A road map for a disclosure framework* (2012)
- [2] EFRAG/ANC/FRC: Discussion Paper: *Towards a Disclosure Framework for the Notes* (2012)
- [3] IASB: *The Conceptual Framework for Financial Reporting* (2010)
- [4] FRC: *Louder than Words* (2009)
- [5] IASB: *Practice Statement: Management Commentary* (2010)
- [6] ASB: *Statement of Principles for Financial Reporting* (1999)
- [7] IASB: Discussion Paper: *Management Commentary* (2005)
- [8] IASB: *IFRS for SMEs* (2009)
- [9] AASB: *1053 Application of Tiers of Australian Accounting Standards and AASB 2010-2 Amendments to Australian Accounting Standards arising from Reduced Disclosure Requirements* (2010)
- [10] ANC: Proposal: *Simplify accounting obligations for small listed companies in Europe* (2011)
- [11] ASB: Financial Reporting Exposure Drafts 46, 47 and 48: *The Future of Financial Reporting in the UK and Republic of Ireland* (2012)
- [12] IASB: IAS1: *Presentation of Financial Statements* (2012)
- [13] FRC: *Financial Reporting Review Panel Annual Report 2012* (2012)
- [14] PWC: Request for comments on ‘*Thinking about disclosures in a broader context*’ (2013)

受理日 平成25年 3 月29日